資料１－２

**「亜鉛の排水基準に係る経過措置について（案）」に対する**

**府民意見等の募集結果及び水質部会の見解について（案）**

○　募集内容：別紙のとおり

○　募集期間：平成29年12月15日（金曜日）から平成30年1月15日（月曜日）まで

○　募集方法：電子申請、郵便、ファクシミリ

○　提出意見：１件

　寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する水質部会の考え方は以下のとおりです。

　なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見等の概要 | 水質部会の考え方 |
| 亜鉛めっきの耐食性の向上のために行う六価クロムによる被膜処理において、有害な六価クロムを使用しないようにとのニーズの高まりを受け、代わりに使用せざるを得ないアンモニアの影響で排水処理が困難となるなど、様々な要因で一般排水基準を超過する場合があります。  一般排水基準の達成に向けた今後の対策として、排水処理施設の技術開発の動向を注視し、今まで以上に機器類・維持管理装置の管理徹底を図ると共に汚水発生工程の見直しとチェック体制の強化、担当者の教育等、流出事故の未然防止に努めますので、一般排水基準に代えて暫定排水基準を適用する措置を延長するよう要望します。 | 亜鉛の暫定排水基準が適用される府内事業場の排水実態を確認した結果、一般排水基準の達成率は向上しているものの、排水処理の困難性により直ちに全ての事業場が一般排水基準を継続的に遵守することは困難であることから、経過措置として、引き続き暫定排水基準を適用することが適当であると考えています。  　適用期間については、排水処理等に関する技術開発の動向等を踏まえた適切な検討を行うために必要な期間として、平成30年４月１日からの５年間とすることが適当であると考えています。 |